

県立青少年教育施設の今後の在り方について

答申（案）

平成 25 年 10 月 28 日
千葉県社会教育委員会議

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 体験活動の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 県立青少年教育施設の現状・・・・・・・・	5
【コラム】「県立青少年教育施設の現状」について視察より・・・・・・・・	9
3. 県立青少年教育施設の役割・・・・・・・・	10
4. 県立青少年教育施設の今後の在り方・・・・・・・・	15
(1)名称変更について	
(2)適正な受益者負担について	
(3)月出野外活動施設の在り方について	
(4)新しい視点に立った管理運営について	
(5)魅力あるプログラムの開発について	
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

はじめに

- 平成24年12月13日に千葉県教育委員会から社会教育委員会議に対し、「県立青少年教育施設の今後の在り方について」の諮問が行われた。
諮問理由では、「県立青少年教育施設については、平成15年度末に策定した『県立青少年教育施設の再整備に係る指針』に基づき、9か所から5か所に機能集約を図るとともに、平成20年度からは、指定管理者制度を導入したところであるが、前回の見直しが行われてから9年が経過し、この間、青少年教育施設をめぐる社会状況も大きく変化していることから、現在の指定期間中（平成23年度～27年度）に、県の教育機関としての県立青少年教育施設の今後の在り方について検討する」とされており、県立青少年教育施設の今後の在り方についての検討が求められたところである。
- 本諮問を受け、社会教育委員会議では、審議するに当たり、県立青少年教育施設の今後の在り方について検討すべき事項は多岐にわたることから、まず青少年の体験活動の重要性という観点から議論を進めた。その後、県立青少年教育施設の現状と課題や県立青少年教育施設の役割について、本県の小中高校生の「宿泊を伴う体験活動」の実態調査の考察等をもとに5回にわたる審議及び県立青少年教育施設の視察を行いながら検討を進めてきたものである。
- 新たな千葉県総合計画『新 輝け！ちば元気プラン』*1では、「くらし満足度 日本一」を目指すための、重点的な施策・取組「千葉の未来を担う子どもの育成」の中に、子どもたちが夢や希望の実現に向け、高い志を持って、失敗を恐れずに、様々な困難な課題を乗り越えて生きていく力を育み、地域を知り、愛着を持つことが郷土や国を愛することにつながっていくとある。様々な困難な課題を乗り越えることのできる「生きる力」を育むためには、意図的・計画的に「目標を持って様々な体験活動に挑戦する機会」を創出し、それらの機会を通して培われた自然体験や社会体験の積み重ねにより、「千葉の未来を担う子どもの育成」を目指すことが必要である。
- 本答申は、県立青少年教育施設の今後の在り方を整理するとともに、新しい視点に立った管理運営について提言するものであり、県教育委員会においては、本答申の趣旨を生かし、体験活動の拠点として県立青少年教育施設の一層の活用が図られることを期待する。

*1 平成22年度からスタートした千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」3年間の実績をベースとして、これから4年間（25年度～28年度）で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画『新 輝け！ちば元気プラン』を平成25年10月に策定した。

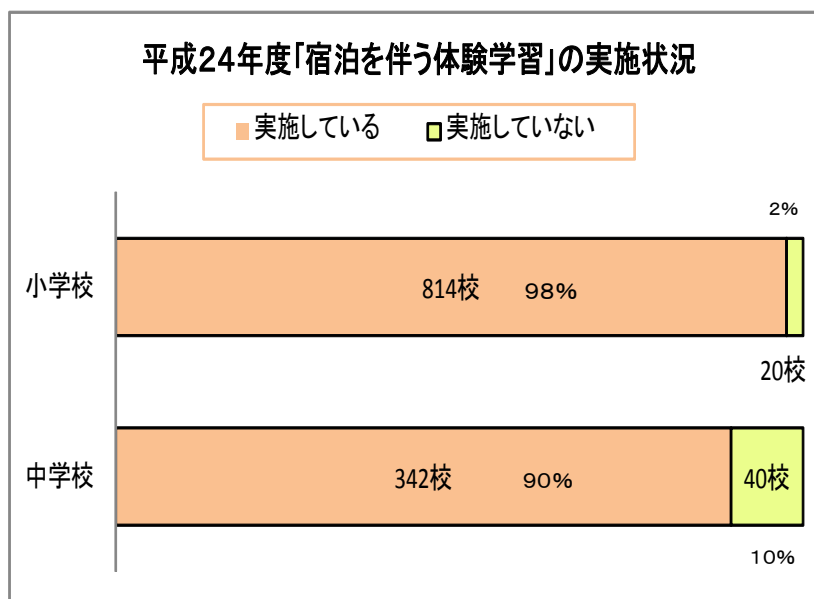
1. 体験活動の重要性

- 青少年を取り巻く環境は、少子・高齢化や情報化の進展、ライフスタイルの多様化など、大きく変化しており、規範意識、コミュニケーション能力などの低下が指摘されている。青少年の健全育成にとって体験活動は人づくりの柱であり、その重要性はますます高まっている。
- 昔の子どもは、集団で自然の中で遊びながら、様々な自然体験や社会体験を獲得し、その後の判断し、行動する力に生かすことができた。しかし、現在の青少年の自然体験活動の実施率は、減少傾向にあることが、独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施した調査^{*2}からも明らかとなっている。
- ニート・引きこもり・不登校・いじめ等、現在の青少年は様々な課題を抱えている。これらの課題の解決の一つのアプローチや未然防止のための有効な手段として体験活動があげられている。また、保護者の経済力によって子どもの体験活動の機会に差が出ているとの指摘もある。
- 「冒険・挑戦・鍛練」の3つの力を育てる教育が欠けていることが、現在の青少年の様々な課題につながっていると感じる。「冒険・挑戦・鍛練」の3つの力を育成するために、体験活動を取り入れた教育活動が重要である
- 平成23年度から順次完全実施されている学習指導要領においても体験活動の実施について多くの教科・領域において配慮すべきこととされており、学校教育における体験活動の充実が求められている。
- 「学力」というと、座学による知識の習得と考えられがちであるが、体験によって「学ぶ力」は、非常に幅が広く、臨機応変に様々な場面に対応できる力を養うことであり、その力が座学のもとになると考えられる。
- 学校教育として体験活動を行う場合、「体験を通して子どもに何を教え、その体験をどのように生かしていくのか。」を意図的・計画的に実践する必要がある。

*2 平成22年10月「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書

- 本県が昨年度行った調査結果*3によると、平成24年度における「宿泊を伴う体験活動」の実施状況は、県内の市町村立小学校では98%、市町村立中学校では90%であり、このことから宿泊を伴う体験活動は、学校教育の中に定着している。(図表1参照)

【図表1】 県内の市町村立小中学校「宿泊を伴う体験学習」の実施状況



*平成25年1月教育振興部生涯学習課調査結果より

- 青少年教育施設における宿泊を伴った団体生活体験は、子どもたちにとって仲間づくり、人間関係づくりをする上で、大変重要なことである。
- 現在、学校では、授業時数の確保のため体験活動の時間を十分に取ることができないという声も聞くが、教育課程を工夫すれば解決できる方法があり、体験活動の重要性について、学校の管理職・教職員の意識改革が必要である。

*3 教育振興部生涯学習課による「宿泊を伴う体験学習の実施状況調査」

調査校 県内市町村立学校 (小学校834校 中学校382校)

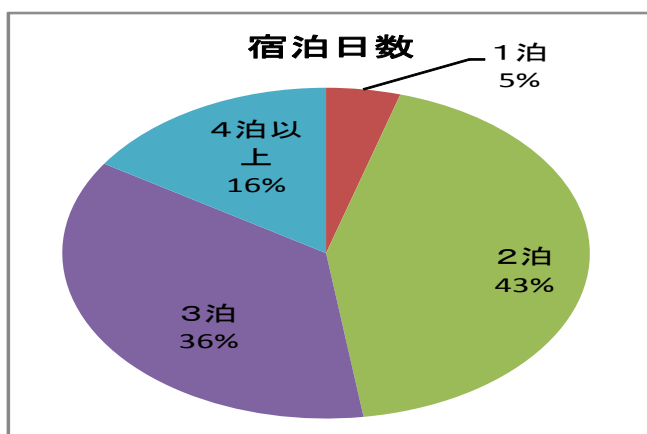
調査日 平成25年1月

- 県で推奨している「通学合宿*4」の教育効果はすばらしい。小学校5・6年生ぐらいになると4泊目あたりから子どもたちの自我が出てくる。自我のぶつかり合いや様々な他者との関わりの中で、子どもたちの社会性が育まれる。通学合宿を終えた子どもたちの保護者は、体験を通した子どもの成長に驚くといった話も聞く。

現在の通学合宿は、3泊以下（84%）が多く、教育効果を高めるために県立青少年教育施設の機能を生かした、長期間（4泊以上）の通学合宿を学校や地域に呼びかけていくことが必要である。（図表2参照）

- 通学合宿という体験活動は、子どもの成長を促す上で大変重要なものである。これらの効果を広く県民に周知を図っていく必要がある。
- 学校教育や社会教育に携わる教育関係者は、体験活動の重要性を再認識し、子どもの人格形成の一助となる体験活動をどのように推進していくかを真剣に考えていく必要がある。

【図表2】平成24年度通学合宿「宿泊日数」



*4 千葉県教育振興基本計画における通学合宿の事業概要

通学合宿は、子ども達が親元を離れ、地域の公民館等に宿泊しながら通学し、団体生活の中で日常生活の基本を学ぶ効果的な取組です。この通学合宿が広く実施されるよう、指導者の育成や先進事例の紹介等を行い、市町村や青少年教育施設の取組を支援しています。

○県内の実施状況

	平成24年度	平成25年度（予定）
市町村教育委員会	21市町村 38事業	17市町村 34事業
県立青少年教育施設	5所 11事業 (内5事業は市町村と共催)	5所 11事業 (内4事業は市町村と共催)
実施事業数計	44事業	41事業

2. 県立青少年教育施設の現状 (管理運営)

- 県立青少年教育施設は、少年自然の家が3施設、青年の家が2施設の計5施設が設置されている。平成20年度より、5施設全てに指定管理者制度を導入し、管理運営を行っている。
- 水郷小見川少年自然の家（平成9年設置）は一番新しくすばらしい施設であり、東金青年の家（昭和47年設置）は、一番古いが、古さを感じさせずにとっても清潔できれいであった。（視察後の意見より）
- 県立青少年教育施設は、施設設備だけではなく、実際にそこで「働く人」が重要であり、職員が喜んで楽しそうに仕事をしている姿を見て安心した。（視察後の意見より）
- 各施設の職員の指導・支援のもとで、カヌー体験や野外炊飯などの活動プログラムに小学生が生き生きと取り組む姿があり、指定管理者の管理運営が適切に行われている。（視察後の意見より）
- 水郷小見川少年自然の家にボランティア*5の写真が掲示してあり、主催事業等に協力している姿がわかった。施設運営に協力していただけるボランティアの育成に力を入れていくことで、地域の支持が得られ、県立青少年教育施設と地域の連携を深めていく事ができる。（視察後の意見より）
- 各施設の管理運営に係る委託料（指定管理料）は、5所合計で年間約4億4千万円支出されているが、県の教育機関として、予算を削減するのではなく、機能の充実やきめ細かなサービスの向上を目指していくことが望まれる。
- 教育はたくさんの種をまいて、その種を芽生えさせるものである。無駄なようでもお金をかけるところにはかけ、県立青少年教育施設は、「たくさんの種をまく教育施設」として、存続の方向で検討するべきである。

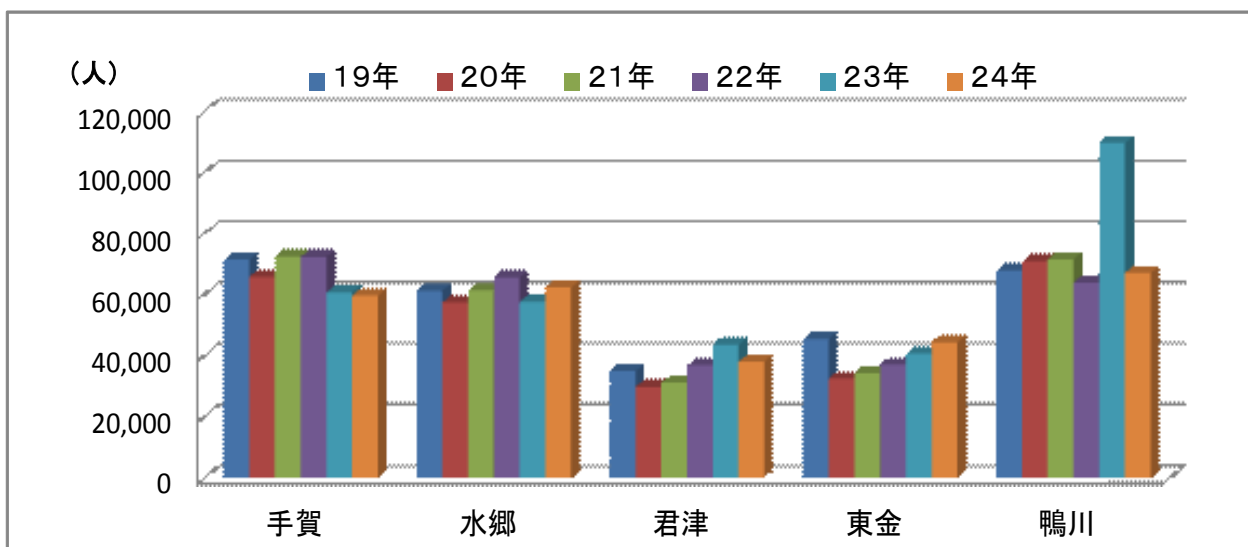
*5 県立青少年施設におけるボランティア登録の状況（平成24年度）

- ・手賀の丘少年自然の家（29人）
- ・水郷小見川少年自然の家（24人）
- ・君津亀山少年自然の家（15人）
- ・東金青年の家（30人）
- ・鴨川青年の家（25人）

(利用状況)

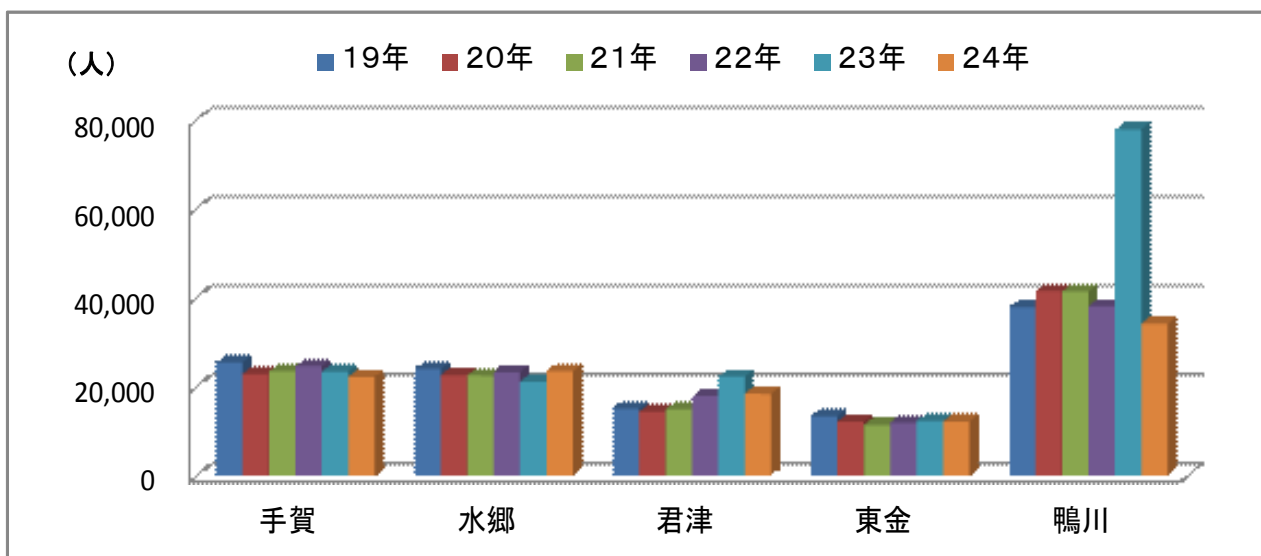
- 県立青少年教育施設は、多くの人に利用され、平成24年度の5所全体の利用者数は約27万人、宿泊者数は約11万人にのぼる。各所毎の利用者数と宿泊者数の推移は、指定管理者制度導入前（平成19年）からほぼ同水準で推移している。（図表3・4参照）

【図表3】利用者数の推移（平成19年度～24年度）



*平成23年度の鴨川青年の家は福島県から避難者の受け入れを実施しました。

【図表4】宿泊者数の推移（平成19年度～24年度）



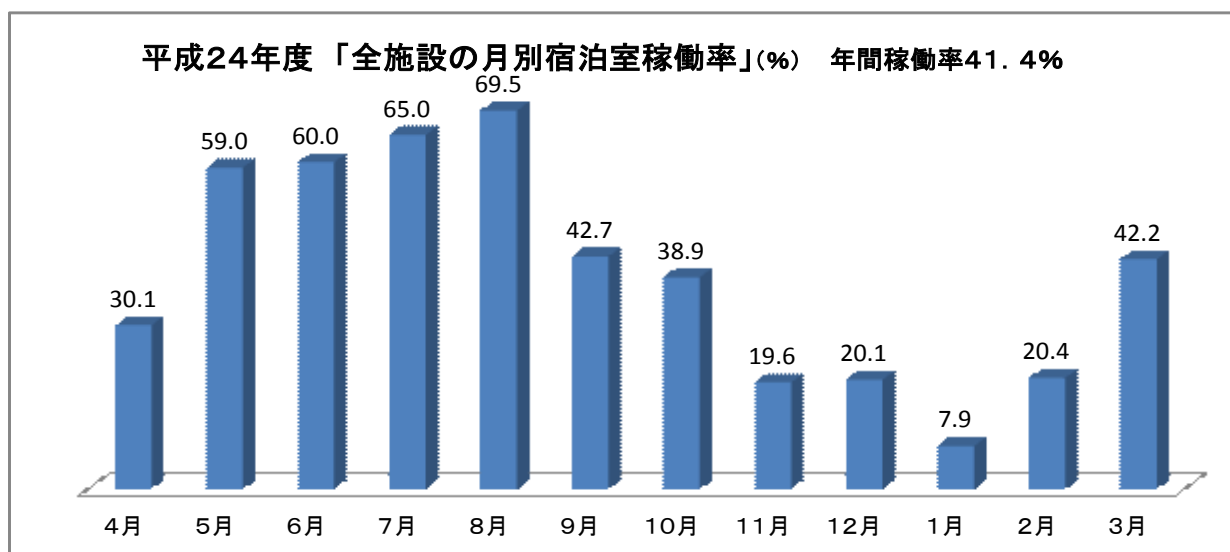
*平成23年度の鴨川青年の家は福島県から避難者の受け入れを実施しました。

- 平成24年度の年間の宿泊室稼働率は、5所全体で41.4%となっている。民間の宿泊施設の稼働率*6と比較すると低い数値となっている。

(図表5参照)

- 県立青少年教育施設は、学校等の多人数の団体を受け入れることが多く、一部の部屋が空いていても、団体が利用したい部屋数を確保できない場合、受け入れることができないため、空き部屋が発生しやすい傾向にある。
- 県立青少年教育施設は、そこでしか体験できないプログラムがあり、部屋が空いている場合でも、そのプログラムの活動場所が重なる場合は、受け入れができないこともある。
- 教育は先行投資の面があり、県立青少年教育施設は稼働率や短期間の費用対効果だけで議論すべき施設とは違うものと考えることが重要である。

【図表5】*7

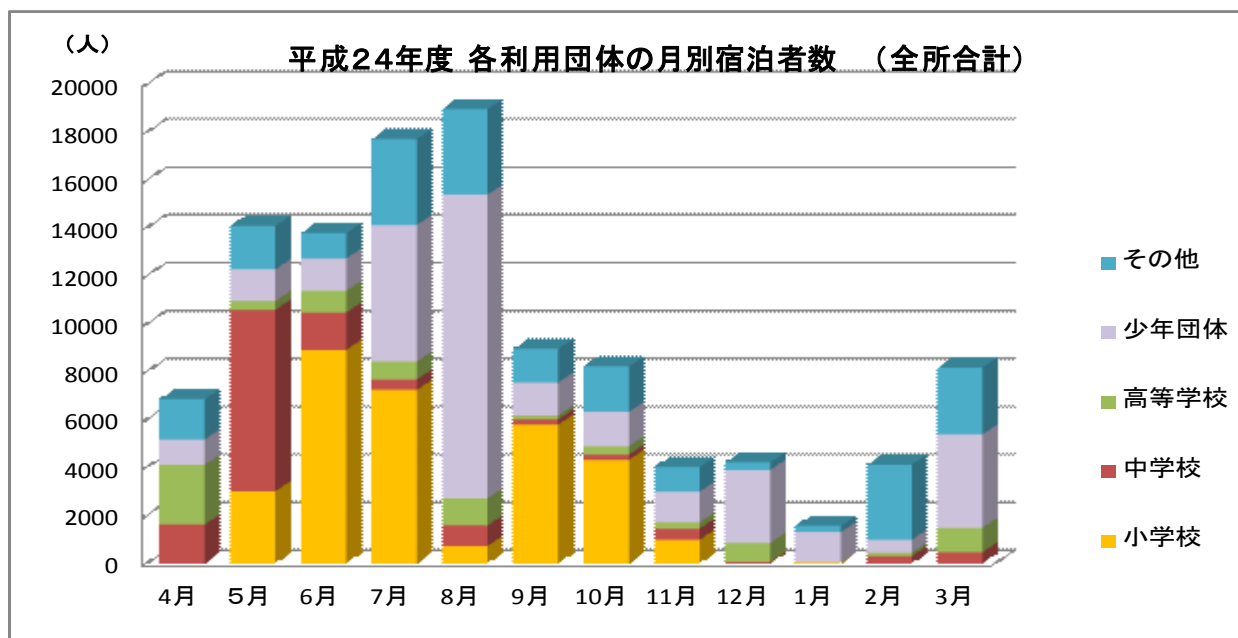


*6 観光庁発表の「宿泊旅行統計調査報告」(平成21年1月~12月)によれば、民間の全国のホテルや旅館等の一般宿泊施設の客室稼働率は、年平均59.7%である。

*7 月別稼働率=全所の月別利用(使用)室数÷全所の月別利用可能室数×100
 年間稼働率=全所の年間利用(使用)室数÷全所の年間利用可能室数×100*小数第2位を四捨五入

- 小中学校では、12月から3月の間は学校行事等の関係から「宿泊を伴う体験学習」を実施することが難しい時期である。（図表6参照）

【図表6】



- 冬季の閑散期は、県内にある大学や短大の部活動やサークルに利用してもらえるように広報活動することにより稼働率の向上を目指す必要がある。
- 閑散期の稼働率の低さが問題とされているが、どの施設でも年間を通して、夏休みや春休み、土曜日や連休初日などは、利用者は予約を取ることができずに争奪戦になっている日もある。
- 今まであまり利用のなかった子育て関係のNPOなどは、表現ワーク・コミュニティワーク等、屋内プログラムを実施している。冬季の閑散期には、そのような屋内活動をする団体に利用を呼びかけることも必要である。
- 閑散期は、どのような形でも利用者を増やすということではなく、あくまでも青少年や青少年教育に携わる利用者のための施設であるということも踏まえる必要がある。
- 指定管理者に対し、稼働率の向上を目標として与えた場合、数字を上げるというノルマを達成することが先行してしまい、教育施設としての意義が薄れてしまうことが懸念される。

【コラム】 「県立青少年教育施設の現状」について視察より

社会教育委員による施設視察

視察日 平成25年7月3日(水)

視察先 小見川少年自然の家 東金青年の家

- 一番新しい水郷小見川少年自然の家（平成9年設置）は、素晴らしい施設であり、カヌー体験や野外炊飯などの体験プログラムに小学生が生き生きと取り組んでいた。また食事も美味しかった。
- 県立青少年教育施設の中で一番古い東金青年の家（昭和47年設置）は、古さを感じさせずにとっても清潔できれいであった。
- それぞれの施設に、利用した小学校等からのお礼の掲示物や手紙等が整然と掲示されていることが印象的であった。
- 宿泊体験後に各学校で掲示物等を作成することは、「体験の振り返り活動」として重要なことであり、体験活動の深まりを子ども自身に感じさせることのできる機会となる。
- 利用した子どもたちからの掲示物や手紙など他県の青少年教育施設ではあまり見ることがない。千葉県教育の積み重ねが感じられた。
- 県立青少年教育施設は、施設設備だけではなく、実際にそこで「働く人」が重要であり、職員が喜んで楽しそうに仕事をしている姿を見て安心した。
- 県立青少年教育施設は、そこでしかできない体験プログラムがあり、どちらの施設も素晴らしいと感じた。住まいの近くにある他の施設を利用したことがあるが、県内の利用者にとって近場にある県立青少年教育施設は、どの施設も大切である。
- 水郷小見川少年自然の家にボランティアの写真が掲示してあり、主催事業等に協力している姿がわかった。施設運営に協力していただけるボランティアの育成に力を入れていくことで、地域の支持が得られ、青少年教育施設と地域の連携を深めていく事ができる。

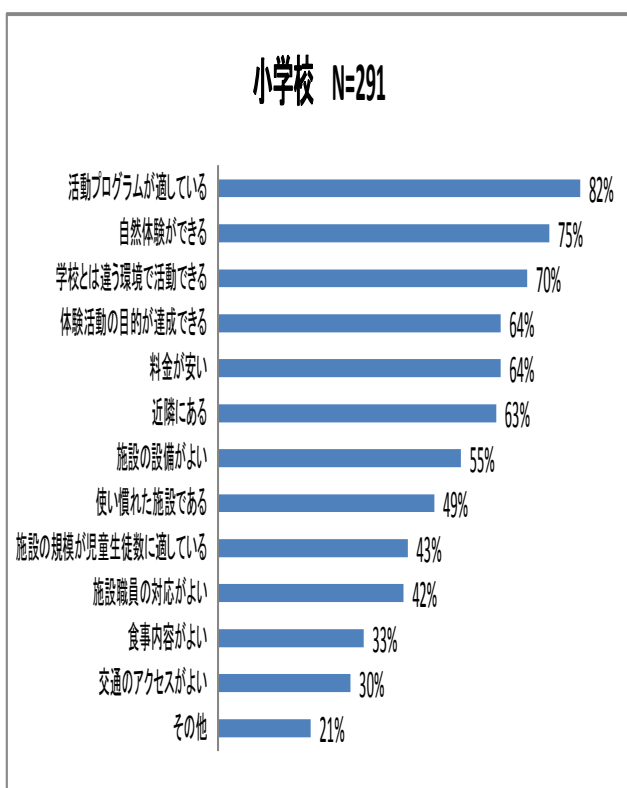
3. 県立青少年教育施設の役割

- 「県立青少年教育施設を利用する理由」についての調査結果**では、小学校は、「活動プログラムが適している」「自然体験ができる」「学校とは違う環境で活動できる」等、中学校は「料金が安い」「自然体験ができる」「活動プログラムが適している」等の意見が多くなっている。

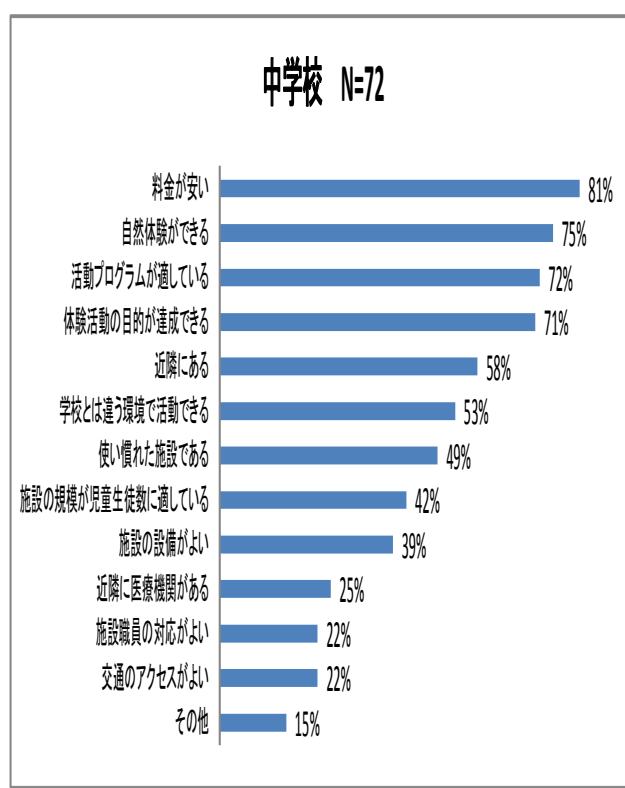
(図表7-1、7-2参照)

県立青少年教育施設を利用する理由（複数回答）

【図表7-1】



【図表7-2】



*8 教育振興部生涯学習課による「宿泊を伴う体験学習の実施状況調査」

調査校 県内市町村立学校 *千葉県を除く(小学校718校 中学校325校)

調査日 平成25年1月

N=平成24年度に県立青少年教育施設を利用した学校数

- 県立青少年教育施設は、単なる宿泊施設ではなく、豊かな自然を生かし、利用者に様々な体験活動や体験プログラムを提供することに、その存在意義がある。
- 県立青少年教育施設は、独自の活動プログラムを持っており、雨天時の場合にも、創作活動等のプログラムが用意され利用者のニーズに応えることができる。
- 県立青少年教育施設に掲示してある利用した小学生等のお礼の掲示物や手紙等に、子どもたちの体験活動の成果が凝縮している。（視察後の意見より）
- 昔の子どもには、日常生活を共に過ごす異年齢のグループの中に居場所があり、リーダーは生活の中から自然発生的に生まれた。県立青少年教育施設は、居場所作りやリーダー育成の役割も担うべきである。
- 集団生活を円滑にするためには、個人個人の生活技術、人とつきあう技術が必要である。そのため、子どもたちに、リーダー性やコミュニケーション能力を育成する場として、県立青少年教育施設での宿泊学習が必要になってくる。
- 県立青少年教育施設は、自然体験や宿泊体験を安全な環境の中で実践できる「体験活動」の拠点として大きな役割を持っている。
- 県立青少年教育施設を青少年だけの対象施設としてとらえるのではなく、現役を引退した世代が青少年育成のボランティアとして活躍するなど世代間の交流の場や体験活動の指導者養成の場として必要であり、その役割はさらに広がっていくと考える。
- 県立青少年教育施設の役割として、施設に協力していただけるボランティアの育成だけではなく、施設職員がノウハウを生かし地域の行事等にボランティアとして貢献することも必要である。

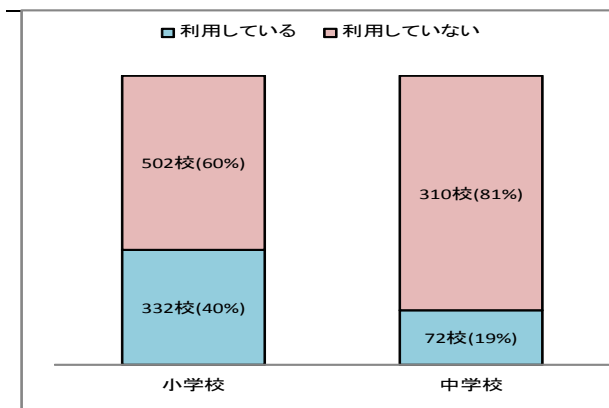
○ 平成24年度の県立青少年教育施設を宿泊利用した県内の学校の割合は、市町村立小学校で約40%、市町村立中学校で約19%となっている。このうち市町村において独自に青少年教育施設を設置していない市町村の学校では、さらに利用の割合は上がり、平成24年度において小学校*9は約50%、中学校は30%となっている。(図表8・9参照)

○ 市立青少年教育施設を設置している市の学校でも、小学校の約25%、中学校の約7%は、県立青少年教育施設を利用している。*10

○ 市町村において独自に青少年教育施設を設置していない市町村の小学校では約50%、設置しているところでも約25%が利用している状況にあり、特に小学校の宿泊体験学習が、学校からそう遠くない地域で行われることが多いことから考えても、県立青少年教育施設は、教育上大きな役割を果たしており、県が責任を持って管理運営することが望まれる。

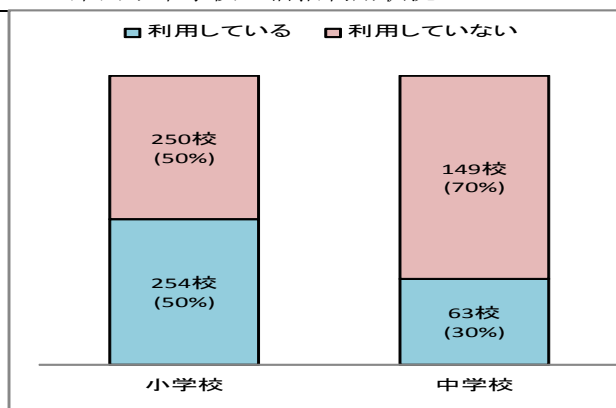
【図表8】

平成24年度
県立青少年教育施設の県内小中学校の宿泊利用状況



【図表9】

平成24年度
市町村立青少年教育施設を設置していない
県内小中学校の宿泊利用状況



*9 教育振興部生涯学習課による「宿泊を伴う体験学習の実施状況調査」より

- ・ 県内で9市が市立青少年教育施設を設置している。(小学校310校・中学校130校)
(千葉市、船橋市、市川市、習志野市、八千代市、浦安市、佐倉市、南房総市、鴨川市)

- ・ 市町村立青少年教育施設を設置していない県内小中学校は、上記の9市以外の市町村立学校である。(小学校504校・中学校212校)

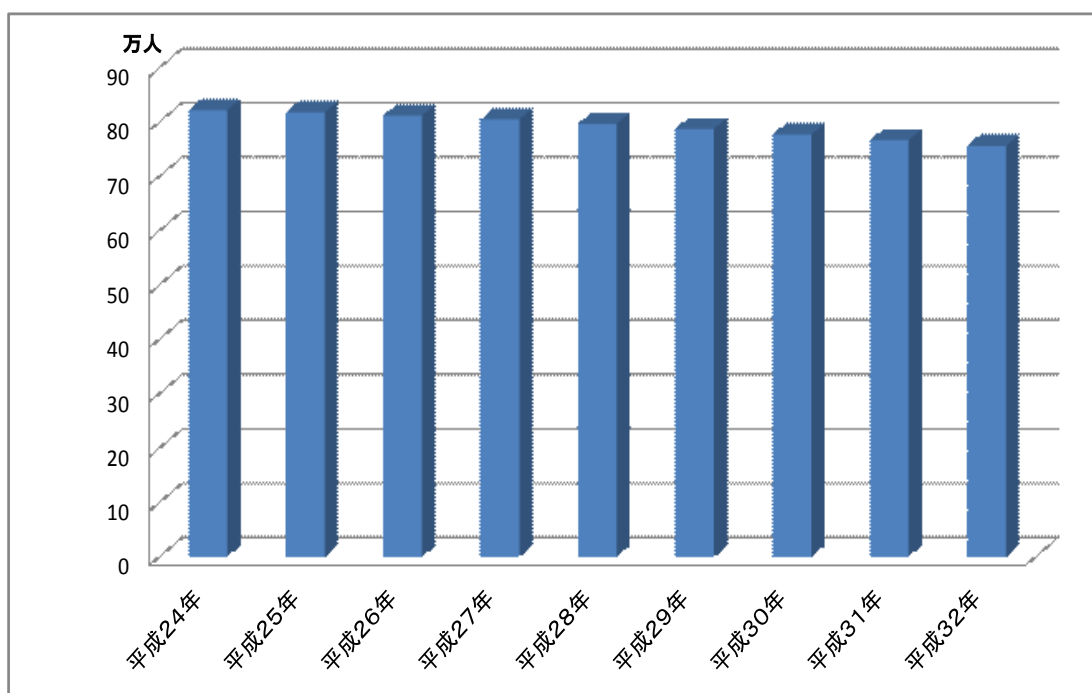
*10 市立青少年教育施設を設置している市の学校における県立青少年教育施設の利用校数
小学校78校(約25%) 中学校9校(約7%)

- 県内の年少人口（0～14才）の推計では、今後、平成32年度までには8%程度の減少が見込まれているが、体験活動の機会の提供における各県立青少年教育施設の役割を考慮するとどれも維持すべきである。教育施設は対象人口が少ないからといって、減らすような施設ではないと考える。

(図表10参照)

- 今後、青少年の人口は減少していくが、青少年の様々な課題がある中で、その解決の一つとして体験活動の取組を推進する県立青少年教育施設の役割は重要であり、現在の5所体制の維持が必要である。

【図表10】県内の年少人口（0～14才）の推計



*平成22年1月「将来人口の推計結果」(千葉県)より

- 各施設における平成24年度県内小中学校の宿泊者の地域別割合をみると、鴨川青年の家以外では、施設の所在する地域の小中学校が一番多くなっており、県内の小中学校にとって、それぞれの地域にある県立青少年教育施設が「宿泊体験学習」等を実施する上で、大きな役割を果たしている。

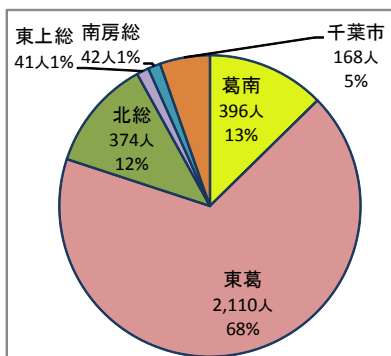
(図表11-1～図表11-5参照)

- 県立青少年教育施設に頼らざるを得ない現状の中では、県内にバランスよく配置されている5所全てに役割があり、今後も存続が望まれる。

平成24年度県内小中学校の宿泊者の地域別割合（教育事務所別）

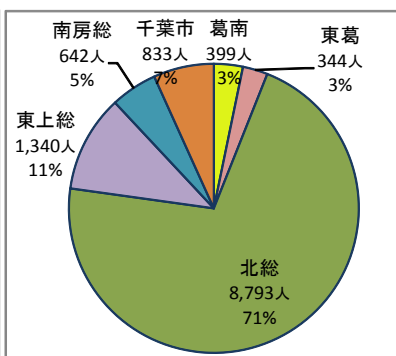
手賀の丘少年自然の家
(東葛飾教育事務所管内)

【図表11-1】



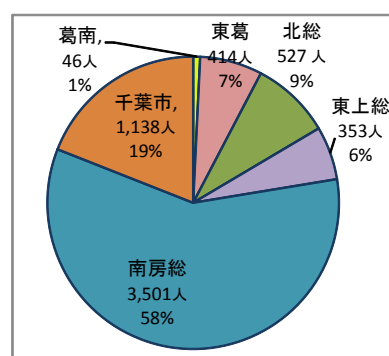
水郷小見川少年自然の家
(北総教育事務所管内)

【図表11-2】



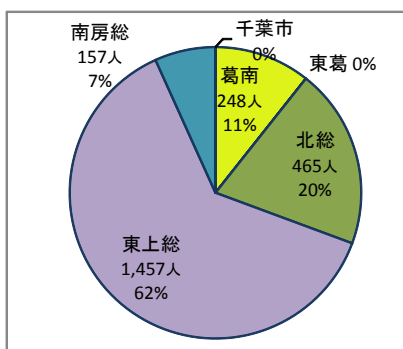
君津亀山少年自然の家
(南房総教育事務所管内)

【図表11-3】



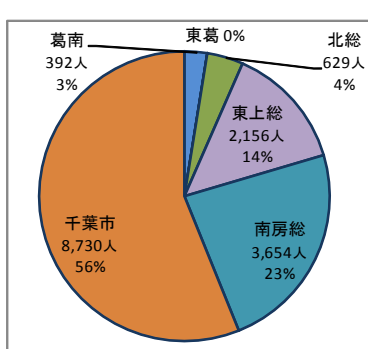
東金青年の家
(東上総教育事務所管内)

【図表11-4】



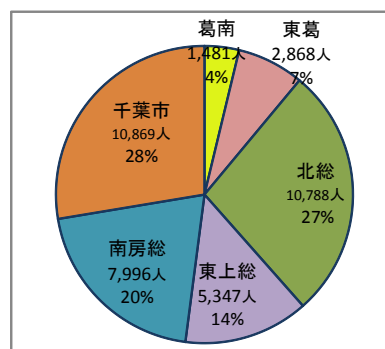
鴨川青年の家
(南房総教育事務所管内)

【図表11-5】



全所合計

【図表11-6】



(*注) () 内は施設の所在する教育事務所名

4. 県立青少年教育施設の今後の在り方

「県立青少年教育施設の今後の在り方」について審議や施設視察を行ってきた中で、5施設の必要性については、「今後も必要である。」と意見が一致した。それは、県立青少年教育施設が、豊かな自然の中で様々な体験活動を提供する場として、青少年の健全育成のために中心的な役割を果たしており、今後もその役割が求められていることによる。県内にバランス良く配置された5施設は、地域の学校や社会教育関係団体等にとってなくてはならない存在となっている。

県立青少年教育施設は、青少年に夢と希望を与えることのできる千葉県が持つ「宝・ポテンシャル」の一つであることから「県立青少年教育施設の今後の在り方」として次の5点にまとめた。

(1) 名称変更について^{*11}

- 「青年の家」「少年自然の家」という名称は、一般の県民にとって利用しづらいという印象を与える面もあり、誰もが利用しやすく親しみやすい名称に変更して、「施設は変わった。」と利用者を感じていただく必要がある。
- 県立青少年教育施設のプログラムや海・川・里など各施設の特徴をPRし、名称を広く県民に公募することで、小中学生や地域を巻き込んでいけると考える。また、変更した名称（ネーミング）をメディアに投げかけ、県内外に周知することで施設をPRすることも有効である。
- 特色を持った施設運営に変更する場合は、その施設の利用対象者に合わせた名称にしていくことで施設の特化した特色をアピールできる。
- 現在の「青年の家」「少年自然の家」については、その設置目的^{*12}を考慮するとともに、利用の状況や今後の県立青少年教育施設に求められる新たな視点を踏まえた名称やその位置付けの検討が必要である。

*11 ◎他県で「青年の家」「少年自然の家」を統一して名称変更した主な事例 ○○は地域名等
・県立○○青少年の家（岩手県） ・○○自然の家（宮城県） ・○○げんきプラザ（埼玉県）
・○○ふれあいの村（神奈川県） ・○○青少年自然の家（群馬県） 等

*12 [教育機関設置条例]

- ・少年自然の家は、団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図ることを目的とする。（第21条の3）
- ・青年の家は、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。（第22条）

(2)適正な受益者負担について

- 家庭の経済格差が、子どもの体験格差につながるという指摘もあり、全ての子どもに、経済格差に影響されない体験活動を提供することが重要である。なお、県立青少年教育施設の料金の安さは、利用の理由にもなっている。
(P10【図表7-1. 7-2】参照)
- 青少年の時期に千葉県を訪れ、千葉県のよさを体験してもらうことで、将来のリピーターを増やすことにつながり、観光立県千葉の推進のためにも、県内・県外の利用者に利用料金の差を設ける必要はない。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向け隣接する千葉県にも、多くの人々を迎える機会であり、県外料金設定は好ましくない。
- 日帰りの場合、研修室等の一部の施設利用料金を除き無料であるが、光熱水費等も発生するので、利用料金^{*13}を設けていくことも考えられる。
- 施設利用に伴う受益者負担の観点から宿泊利用料金や施設利用料金等^{*14}の見直しを検討することも必要である。

*13 青少年教育施設における「日帰り利用料金」を15道府県が設定している。

「日帰り利用料金」を設定している近県状況

福島県 (児童生徒100円 一般200円) 茨城県 (児童生徒30円 一般180円)

神奈川県 (小中学生50円 高校生100円 一般150円)

静岡県 (児童生徒等 75円 一般225円)

*平成25年6月鳥取県調査結果より

*14 県立青少年教育施設利用料金 *食事代・シーツ代を除く。

・宿泊施設利用 一般(1泊につき800円) 児童生徒等(1泊につき300円)

・施設利用料金 一般(研修室・体育館等に料金設定有り) *児童生徒は施設利用料金はなし。

*一般とは、18才以上の者(高等学校の生徒及びこれに相当する者として知事が定める者を除く)

*児童生徒とは、小学生の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者及び幼児(独立して寝具を使用する場合に限る)をいう。

(3) 月出野外活動施設の在り方について

- 月出野外活動施設は鶴舞青年の家（平成17年度末市原市に移譲）が管理するセンターハウス、体育館、ログハウス等の設備を持った野外体験活動を中心とした県立青少年教育施設として、平成2年より利用者の受け入れをしてきた。鶴舞青年の家を市原市に移譲してからは、約30km離れたところにある君津亀山少年自然の家が維持管理のみを行ってきた。
- 指定管理者制度を導入した平成20年度より、指定管理者が2年間をかけ除草、芝刈り等の整備を行い、平成22年度より野外活動施設として運用が始まった。
- 施設の老朽化や宿泊利用者数の状況等^{*15}、管理運営に様々な問題を抱えていることから、青少年教育施設として廃止の方向で見直すこともやむを得ないと考える。
- 月出野外活動施設が廃止された場合は、その機能を君津亀山少年自然の家などの県立青少年教育施設において、キャンプサイトの拡充で補完等の何らかの措置をしていくことが必要である。

*15 月出野外活動施設の宿泊利用者数の状況

平成23年度（225名） 平成24年度（300名）

平成25年度（47名）*平成25年10月25日現在

(4) 新しい視点に立った管理運営について

- 中教審の答申「今後の青少年の体験活動の推進について」の中に、「新しい公共」型の管理運営^{*16}の更なる推進とある。従来の運営体制にとらわれず、新しい方向に進んでほしい。
- 農業体験など様々なプログラムを開発し、地域の民間事業者とタイアップするなど、民間活力をさらに発揮できる管理運営が望まれる。
- 7年後に控えた「東京オリンピック・パラリンピック」では、海外から多くの人々が千葉県にも訪れる。国際化に向け英語等の表記における案内の作成など管理運営体制にも力を入れていく必要がある。
- 5つの県立青少年教育施設が、同じような管理運営ではなく利用者の限定やある施設を国際研修センターとして特化させるなど、それぞれの施設に特色をつけていくことについて検討が望まれる。
- 千葉県の子どもたちは、小学校4年生の社会科で千葉県の郷土について「すすむ千葉県」を学習教材として座学で学んでいるが、県立青少年教育施設を利用することで、県内の自然や環境を学ぶことのできる「生きた郷土学習」にしていくことも考えられる。
- 千葉県総合計画では、「県づくりの方向性」として、子どもたちが「この地域に生まれて本当に良かった」と、心から「誇り」と「自信」を持てるような地域の形成を進めており、その一助として、県立青少年教育施設を位置付けられるよう地域に根ざした活動を展開する必要がある。
- それぞれの地域の文化や歴史をアピールする役割を県立青少年教育施設に持たせることで、地域と連携や協力が生まれ、子どもたちに郷土愛を育むことにつながると考える。

*16 「新しい公共型」の管理運営

*平成22年6月に政府が設置した「新しい公共」円卓会議において、これまで政府が独占した領域を企業やNPO等の様々な主体が当事者として参画・協働する「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供することが必要であるとする「新しい公共」宣言がとりまとめられた。

- 県立青少年教育施設で、都会の大規模校と農村部の小規模校の子どもたちが一緒にコラボしたり、交流する機会を与えるなどの新たな事業を考え、体験活動をさらに深めていくことも求められている。
- 県立青少年教育施設では、施設の利用については、利用者によく相談をし、選択できる幅を持たせるなど、多くの人が利用しやすいような管理運営をめざすべきである。それらのことについては、指定管理者に任せるのではなく、教育委員会も積極的に関わっていくことが望まれる。
- 保護者や指導者がいなくても、小中学生がグループで利用できるようになると、閑散期の利用者数の向上にもつながっていく。県立青少年教育施設なら、保護者が子どもを安心して任せられるという意識を持ってもらう事が大切である。
- 昔の青年の家は、いわゆる青年団や農村部をどのようにまとめ、力を結集していくかに取り組んでいた。地域に対する貢献も施設にとって必要である。
- 小見川少年自然の家では、運営委員に近隣の高校生が入っている。県立青少年教育施設なのだから、中高校生の子どもが運営委員として施設の運営に参画できるように検討してはどうか。
- 県立青少年教育施設の役割とその良さを、パンフレットや広報紙の工夫、ホームページへの掲載等で広く一般県民や教育関係者にアピールし、理解を深めてもらうことが必要である。
- さらに、施設を知ってもらうために、県立青少年教育施設職員が自ら学校や社会教育団体を訪問して施設の活動プログラムやニーズに対応できることを直接話すことも効果的であると考えられる。

(5) 魅力あるプログラム開発について

- 県内に5所ある県立青少年教育施設は、そこに行かなくてはできないすばらしい体験プログラムを持っている。さらに魅力あるプログラムの開発を進めてほしい。
- 現在の県立青少年教育施設のプログラムは大変よくなってきている。さらに、発達段階やライフステージを考慮し、自ら学んでいくという教育活動に即したプログラムを提案してほしい。
- 県立少年自然の家のプラネタリウムは学校のニーズが高く、小学校4年の理科「星座学習」の一環として、多くの学校に利用されている。青少年教育施設では、学校がそこに行けば学ぶことができる教材をプログラムとして提供することで、さらに利用ニーズが高まる。
- 教材としてのプログラム開発に当たり、県立青少年教育施設の立地条件を生かした「体験的に学ぶ」という観点からのアプローチを大切にし、そのプログラムを各学校に周知していくことも必要である。その際、子ども自身に変容を意識化させる「体験活動の振り返り活動」を盛り込んでほしい。
- 県立青少年教育施設は、体験学習や野外活動以外にも環境教育やキャリア教育の場として活用していくことができる。キャリア教育では県立青少年教育施設で働く職員もモデルとなる。学校が求めている教育プログラムを提供し、教育課程の中に位置付けられるようにすることも必要である。
- 県立青少年教育施設のプログラムに「国際交流」「世代間交流」「異業種交流」「他県の児童と地元の児童の交流」等の「交流」を意識したものを取り入れていくことも重要である。
- 東日本大震災後は、各地で防災に関する研修会が行われている。本県でも、平成25年8月に「防災キャンプ『生活体験学校』」(山武市と共催)を実施した。青少年教育施設でも、体育館やテントでの宿泊、野外炊飯といった非常時の生活を体験する「防災プログラム」を提供することも重要である。

おわりに

- 国は学校週5日制を見直し、授業時数を増やす方向に向かっている。また、体験活動が不足しているとも言っている。青少年の教育をどうするのか、教育方針をしっかりと考えていかななくてはならない。
- 今の教育には、「冒険・挑戦・鍛練」が欠けていると感じる。将来を支える青少年の人間形成にとって、この3つの教育は重要である。「冒険・挑戦・鍛練」は、家庭や学校だけで解決できるものではない。そのため県立青少年教育施設を利用し、社会教育として実現していくことが求められている。
- 過日、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。それは、多くの青少年に「夢と希望」を与え、「日本人が自信を取り戻し社会が元気になる。」要因となることだろう。東京の隣に位置する千葉県も大きく変わる。国の玄関としての成田空港や豊かな自然のある千葉県の発展が期待される。
オリンピック・パラリンピックによって海外から多くの人々が日本を訪れる。その方々を「おもてなし」の気持ちで迎えるため、多くのボランティアの育成が急務となるだろう。千葉県の協力の一つとして、ボランティア育成のための研修施設として県立青少年教育施設が機能できるのではないだろうか。
- 平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」が閣議決定された。この計画の中で「社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である『社会を生き抜く力』を誰もが身に付けられるようにする。」と示されている。正に、県立青少年教育施設は団体生活や集団活動をとおり、子どもたちに「社会を生き抜く力」を培うことができると考える。
- 青少年教育施設で活動している時の子どもたちの生き生きとした姿を見ると、体験活動の重要性や青少年教育施設の必要性を再確認することができる。将来、青少年教育施設の価値が見直される時代が必ず来ると確信している。

「県立青少年教育施設の今後の在り方について」
社会教育委員会議開催状況

(第1回) 平成24年12月13日

検討内容：県立青少年教育施設のこれまでの経緯
現状と課題について

(第2回) 平成25年3月1日

検討内容：県立青少年教育施設の利用状況と管理運営状況について

(第3回) 平成25年7月3日

* 県立青少年教育施設視察
(水郷小見川少年自然の家・東金青年の家)

検討内容：答申案の骨子について

東金青年の家
で開催

(第4回) 平成25年9月4日

検討内容：答申案の内容について検討

(第5回) 平成25年10月28日

検討内容：答申案の内容について検討（最終検討）

参考資料 (1)

利用料金について

1. 県立青少年教育施設の利用料金 (条例で定めているもの)

- ①宿泊利用料 一般 1人1泊 800円以内
児童生徒等 1人1泊 300円以内

*一般とは、18才以上の者（高等学校の生徒及びこれに相当するとして知事が定める者を除く。）をいう。

*児童生徒等とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者並びに幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）

- ②施設利用料 一般利用 *児童生徒等は無料

*一般利用とは、一般が利用することを目的とする場合をいう。

(施設利用料金の例)

手賀の丘少年自然の家

区 分	利用額
多目的ホール(300人)*1時間あたり	2, 130円
和室研修室1~4(18畳)*1時間あたり	200円
創作室1(48人)*1時間あたり	530円
創作室2(24人)*1時間あたり	400円
体育館*1時間あたり	660円
キャンプ用サイト*テント一張り	300円
プラネタリウム1人1回	200円

東金青年の家の場合

区 分	利用額
研修室大(5・6)(50人)*1時間あたり	460円
研修室中(3・4)(30人)*1時間あたり	260円
研修室小(1・2)(20人)*1時間あたり	200円
和室(20人)*1時間あたり	360円
視聴覚室(100人)*1時間あたり	660円
講堂(150人)*1時間あたり	1, 160円
体育館*1時間あたり	660円
テントサイト *テント一張り	300円

*他の施設も同様に利用料が設定されている。

参考資料(2)

県立青少年教育施設の収入状況 (平成24年度)

区分	手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
教育委員会委託料	82,047,000	98,513,000	87,904,000	79,908,000	94,553,000
施設利用料収入	9,737,200	9,033,300	7,178,580	5,212,440	15,350,040
宿泊料	9,545,600	8,869,400	7,117,700	4,583,600	14,763,300
その他施設使用料	191,600	163,900	60,880	628,840	586,740
主催事業収入	419,000	2,688,650	1,082,650	2,993,120	1,020,950
その他収入	3,952,460	4,021,481	4,962,875	710,002	3,608,320
A 収入合計	96,155,660	114,256,431	101,128,105	88,823,562	114,532,310

宿泊者数及び宿泊利用料金 (平成24年度)

		手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
一般	宿泊者数 (人)	5,974	4,114	3,373	2,866	9,240
	宿泊利用料金 (円)	4,779,200	3,291,200	2,698,400	2,292,800	7,392,000
児童 生徒等	宿泊者数 (人)	15,888	18,594	14,731	7,636	24,571
	宿泊利用料金 (円)	4,766,400	5,578,200	4,419,300	2,290,800	7,371,300
計	宿泊者数 (人)	21,862	22,708	18,104	10,502	33,811
	宿泊利用料金 (円)	9,545,600	8,869,400	7,117,700	4,583,600	14,763,300

*主催事業による宿泊者は、宿泊料金免除のため宿泊者数より除いた。

1. 宿泊料金を改定した場合のシミュレーション

【24年度宿泊者数をベースとして試算】

1-1 ・全ての宿泊利用者に対して、100円増額した場合

	手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
①一般(増加額) * 1泊 900円 (円)	597,400	411,400	337,300	286,600	924,000
②児童生徒等(増加額) * 1泊 400円 (円)	1,588,800	1,859,400	1,473,100	763,600	2,457,100
B 増加額合計 (円)	2,186,200	2,270,800	1,810,400	1,050,200	3,381,100
収入全体に対する増加率 B/A×100 * 小数第3位を四捨五入	2.27%	1.99%	1.79%	1.18%	2.95%

1-2 ・一般 500円増額した場合 ・児童生徒等 300円増額した場合

	手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
①一般(増加額) * 1泊 1,300円 (円)	2,987,000	2,057,000	1,686,500	1,433,000	4,620,000
②児童生徒等(増加額) * 1泊 600円 (円)	4,766,400	5,578,200	4,419,300	2,290,800	7,371,300
C 増加額合計 (円)	7,753,400	7,635,200	6,105,800	3,723,800	11,991,300
収入全体に対する増加率 c/A×100 * 小数第3位を四捨五入	8.06%	6.68%	6.04%	4.19%	10.47%

2. 日帰り料金を改定した場合のシミュレーション

平成24年度 日帰り利用者数

宿泊者人数	手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
①一般 (人)	2,426	7,250	940	7,618	629
②児童生徒等 (人)	4,460	3,558	1,467	8,294	297
合計(人)	6,886	10,808	2,407	15,912	926

*主催事業、下見による日帰り利用者を除いた人数。

【24年度日帰り利用者数をベースとして試算】

2-1 ①一般 100円 ②児童生徒等 50円とした場合

	手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
①一般 * 100円 (円)	242,600	725,000	94,000	761,800	62,900
②児童生徒等 * 50円 (円)	223,000	177,900	73,350	414,700	14,850
D 増加額合計 (円)	465,600	902,900	167,350	1,176,500	77,750
収入に対する増加率 D/A×100 * 小数第3位を四 捨五入	0.48%	0.79%	0.17%	1.32%	0.07%

2-2 ①一般 200円 ②児童生徒等 100円とした場合

	手賀の丘少年 自然の家	水郷小見少 年自然の家	君津亀山少 年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
①一般 * 200円 (円)	485,200	1,450,000	188,000	1,523,600	125,800
②児童生徒等 * 100円 (円)	446,000	355,800	146,700	829,400	29,700
E 増加額合計 (円)	931,200	1,805,800	334,700	2,353,000	155,500
収入に対する増加率 E/A×100 * 小数第3位を四捨五入	0.97%	1.58%	0.33%	2.64%	0.14%